

# 土木工事共通仕様書 関係基準

工事関係書類等のスリム化ガイドライン

2026年7月

阪神高速道路株式会社



## 目 次

第 1 節	目的	1
第 2 節	工事関係書類の電子化	1
第 3 節	コリンズ (CORINS) への登録	2
第 4 節	工事関係書類一覧表	2
第 5 節	施工計画書	2
第 6 節	設計図書の照査	3
第 7 節	工事内容の変更等の補助作業	3
第 8 節	Web 会議の積極的な活用	4
第 9 節	ウィークリースタンス	4
第 10 節	ワンデーレスポンス	4
第 11 節	施工体制台帳	4
第 12 節	Live 立会の実施	5
第 13 節	検査及び立会い	6
第 14 節	工事材料の品質管理及び検査	6
第 15 節	工事週報	7
第 16 節	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	7
第 17 節	共通仕様書で定める簡素化項目	7

## 第1節 目的、適用

本ガイドラインは、阪神高速道路株式会社の実施する工事（以下「工事」という。）について、工事書類を簡素化（スリム化）する方法や削減可能な工事書類の紹介、及び資料等作成者の役割分担のポイントを明確化したものである。受注者及び発注者は、本ガイドラインに基づき工事書類の簡素化（スリム化）に取り組むこととし、書類の電子化、Live 立会や Web 会議の活用により、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることを目的とする。

なお、本ガイドラインについては、簡素化できる主だった項目を記載しているものであり、記載がない項目についても適宜監督員と協議の上、柔軟に対応すること。

## 第2節 工事関係書類の電子化

### 阪神高速・工事情報等共有システム（Hi-TeLus）による書類の電子化

- Hi-TeLus（ハイ-テラス）は、書類作成及び提出等の工事関係事務手続きを、情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことのための阪神高速・工事情報等共有システムの名称であり、発注者もしくは監督員及び受注者の間で取り交わされる書面又は情報を電子的に交換・共有する。
- Hi-TeLus を用いて作成及び提出等を行った工事関係書類については、別途書面による提出は行わない。（二重提出不要）
- Hi-TeLus で受け渡しを行った書類等については、電子納品と同等として取り扱うものとし、しゅん工後に改めて電子納品を求めない。

### 様式は任意様式、発議画面による「工事打合せ簿」の省略

- 書類の様式が定められていないものは、受注者の任意様式での提出が可能。
- 様式が定められているものについても、品質管理等に必要な項目が記載されていれば、任意様式での提出が可能。
- Hi-TeLus により提出する場合は様式中の押印は不要。
- 「工事打合せ簿」について、Hi-TeLus により提出する場合は、発議画面を代替とみなすため、様式-1-1は不要とする。

### 第3節 コリنز（CORINS）への登録

#### 登録の確認にあたり書類の作成は不要

- 登録の確認依頼は、「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信する。
- 登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に Hi-TeLus に登録する。
- 変更時と工事完成時の間が 20 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

### 第4節 工事関係書類一覧表

#### 書類の発議者、提出先、提出期限、書類形式の明確化

- 工事関係書類一覧表は、各手続時期において、書類作成者、手続き期限、書類形式、参照元規定等を一覧表にまとめ、必要書類と役割分担を明確化したものである。
- Hi-TeLus による手続きを行わない書類等についても、関係手続として掲載している。
- 詳細については、「土木工事共通仕様書：第1編共通 付録（工事関係書類一覧表）」を参照すること。

### 第5節 施工計画書

#### 設計図書の照査の後に工事内容が確定されてから施工計画書を提出すれば良い

- 施工内容が確定されていない工種の施工計画書の提出は不要。
- 工事の進捗にあわせて、工事着手しようとする部分（準備工・本体工・仮設工等）毎に施工計画書を分割し、段階的に提出しても良い。

#### 軽微な変更による変更施工計画書は作成不要

- 数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の作成、提出は不要。

(軽微な変更の事例)

- ・ 施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増減や工期のわずかな変更等

**変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出**

- 変更施工計画書は、変更が生じない部分の再提出は不要。
- 項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行う必要は無い。

## 第6節 設計図書の照査

**設計図書の照査は、受注者自らの負担で実施する**

- 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により設計図書の照査を行う。
- 受注者は、契約書第18条第1号から第5号に該当する事実がある場合は、その事実が確認できる資料を作成し、提出する。

【設計図書の照査結果を確認できる資料】

- ・ 現地地形図
- ・ 設計図との対比図
- ・ 取合い図
- ・ 施工図 等

## 第7節 工事内容の変更等の補助作業

**設計図書の照査範囲を超える作業で監督員から指示があった作業は、「工事内容の変更等の補助作業」として取り扱う  
補助作業は発注者の責任で実施する**

- 受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担し、工期に影響する場合は、必要な工期を確保する。

## 第8節 Web会議の積極的な活用

### 受発注者の打合せ・会議はWeb会議を積極的に活用する

- 工程会議や打ち合わせ等にはWeb会議を積極的に活用し、対面の場合には、説明資料は電子モニターやタブレット等を活用することを基本とし、ペーパーレスに努める。
- 説明資料は既存の協議・照査資料の活用に努め、詳細図面や写真等に代えて動画の活用やLive立会を併せて実施することも可能。

## 第9節 ウィークリースタンス

### 土日・深夜勤務等を抑制するために、ウィークリースタンスを実施する

- 災害時等でやむをえない場合を除き、すべての工事を対象とする。
- 工事版ウィークリースタンス実施要領に基づき、工事着手前に受発注者双方で取組み内容について確認・調整を行うこと。

## 第10節 ワンデーレスポンス

### 受発注者間における質問、協議は、その日のうちに回答 その日のうちに回答が困難な場合は、回答日を通知

- 工事施工上発生した課題や疑義等の協議等については速やかな対応を実施するものとする。
- 回答に当たり、「その日のうちに」回答が困難な場合は、「回答日」を予告する必要がある。

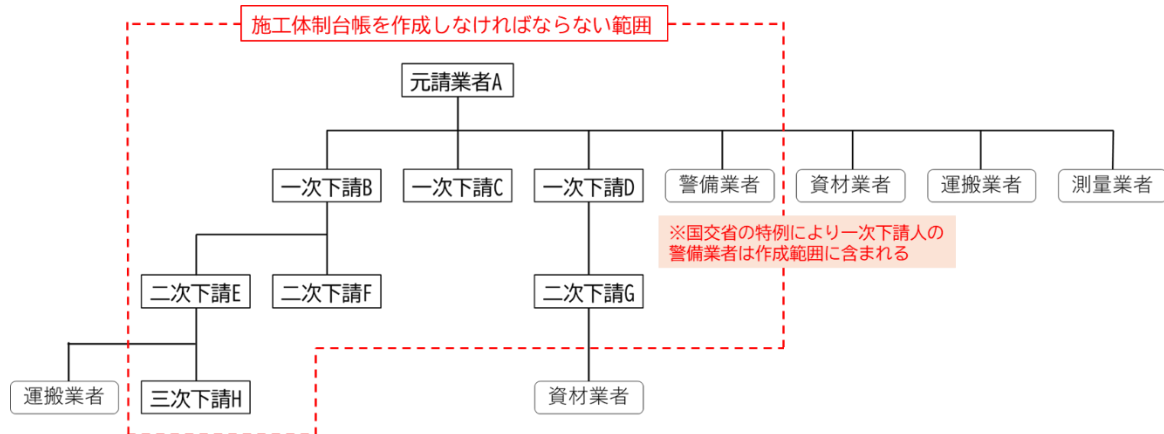
## 第11節 施工体制台帳

### 施工体制台帳、添付書類の提出は必要最小限とする

- 建設工事の請負契約に該当しない資材搬入、運搬業務、測量業務等については作成不要。
- 施工体制の点検はHi-TeLusに提出された電子データで行い、点検に不要

な書類の提示を求めない。

#### [施工体制台帳の作成範囲]



**作業員名簿の変更は他様式の変更提出の際に提出すれば良い**  
**作業員名簿の添付書類は提出不要**  
**工事担当技術者台帳の作成は不要**

- 施工体系図の作成・提示にあたり、「工事担当技術者台帳」の作成は不要。

## 第12節 Live 立会の実施

**Live 立会を積極的に活用し、効率的な検査・立会を実施**

- Live 立会（遠隔臨場）の活用は、移動時間や工事立会の待ち時間の軽減となり、受発注者共に効率的な立会確認に効率的であるため、積極的に活用すること。
- Live 立会の実施にあたっては事前に監督員と協議の上、適用可否を決定すること。
- Live 立会の実施にあたり受注者は Live 立会の映像と音声を配信するのみであり、発注者が指示した場合を除き、記録と保存を行う必要はない。
- 現場条件等により Live 立会の通信環境整備が必要な場合は、監督員と受注者で協議すること。
- 詳細については、「土木工事共通仕様書関係基準：Live 立会・Web 会議実施要領」を参照すること。

### 第 1 3 節 検査及び立会い

#### 現場監督員が立会検査を実施した場合、立会写真は添付不要

- 現場監督員が立会検査を実施した場合、立会い時の写真は添付しなくて良い。
- 監督員等が確認した実測値は、電子的な方法で記録することとし、紙資料での手書きの実測値は不要。
- 発注者は立会写真を受注者に要求しないこと。

#### 施工管理アプリケーション等を活用した作業の効率化

- 施工管理アプリケーション等を活用した電子的な記録方法により、提出様式の作成作業を省略できる。
- Hi-TeLus への提出書類登録の際は必要書類のみとし、過剰な資料の添付は不要。

<電子的な記録方法の例>

- ・タブレット等を用いた電子的な記録（タッチペンによる手書き機能の活用を含む）
- ・施工管理アプリケーション等の使用により提出様式を自動で作成

### 第 1 4 節 工事材料の品質管理及び検査

#### 材料検査は、設計図書等において指定された材料のみで良い

- 工事に使用する材料の確認は特記仕様書や共通仕様書等で監督員の確認が必要なもののみでよい。
- 品質規格証明書としてミルシートを提出する場合は、電子ミルシートでも良い。

#### 品質管理検査項目の省略

- 品質の確認において、品質規格証明書との照合検査に合格した場合で、設計図書に定めがあるとき、又は監督員の指示があるときを除き、物理的又は化学的試験を省略することができる。
- JIS 規格品のうち、JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等については、JIS マーク表示状態を示す写真等を確認資料の提示に替えることができる。

## 第 15 節 工事週報

### Hi-TeLus スケジュール機能による工事週報の提出不要

- スケジュール機能等に休日作業予定を記載することで個別の資料提出は不要。
- 工事週報の作成・提出に代えて Hi-TeLus のスケジュール機能を用いることができるものとし、この場合、工事週報の提出は不要とする。

## 第 16 節 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

### マニフェストは監督員への提示のみ、コピーの提出は不要

- 契約数量の根拠としてもマニフェストのコピーの提出は不要。
- 監督員への提示は電子マニフェストでも可とする。

## 第 17 節 共通仕様書で定める簡素化項目

### 条件を満たす場合、コンクリート試験等に関する省略可

- コンクリートの配合は、配合条件を満足するよう試し練りを行って定めなければならないが、以下の場合には試し練りを省略できる。
  - 本体構造物以外に使用する場合で、JIS 表示認証を受けた配合
  - 同時期、同配合の試験練り結果がある場合
  - 計画配合が配合条件を満足することを実績等から確認できる場合で、監督員の承諾を得た場合
- 同一工場で 6 ヶ月以内に同産地の抜き取り試験データがある場合は、骨材はアルカリシリカ反応性試験における抜き取り試験を省略できる。また、仮設構造物に使用するコンクリートで施工量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合は、プラントデータで骨材の無害が確認されている場合であれば抜き取り試験を省略してもよい。
- 打設量が少量の場合で監督員の承諾を得た場合は、コンクリート受入検査を省略できる。
- 同一材料で類似の配合の試験結果がある場合、または、同一材料で類似の

配合の施工実績から、類似の構造物で有害なひび割れ等の不具合が発生していない場合、コンクリートの収縮ひずみ量検査を省略できる。

#### 条件を満たす場合、溶接施工試験を省略可

- 過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験を持つ工場では、その溶接試験報告書について、監督員に提出し溶接施工試験を省略することができる。

#### 条件を満たす場合、仮組立てを省略可

- 鋼橋鈹桁、曲線半径  $R \geq 500$  で、斜角  $75^\circ$ 以上の全ての条件を満足する橋梁、鋼橋箱桁、曲線半径 $\infty$ 、斜角  $90^\circ$ を満足する橋梁において、監督員の承諾を受けた場合は、仮組立てを省略できる。
- 門柱について、監督員の承諾を得た場合は、仮組立てを省略できる。

#### 上水道を使用する場合、水質試験成績表を省略可

- PC 桁工事に使用するグラウト材料試験成績表において、上水道を使用する場合は、水質試験成績表を省略できる。

#### 舗装工の試験等は、一定の条件を満たしている場合、省略可

- 舗装の打設量が少量の場合等で、監督員の承諾を得てアスファルト混合物の品質管理図の作成を省略できる。
- ポーラスアスファルト舗装において、切断時に生じる泥水により空隙が閉塞する恐れがある場合は、監督員の承諾を得て舗装の切取供試体の採取を省略することができる。
- 加熱アスファルト舗装工、排水性舗装工、半たわみ性舗装工、グースアスファルト舗装工において、一工事の施工量が  $200\text{m}^2$  に満たない場合には、監督員との協議により、共通仕様書に定める品質管理を省略することができる。

#### 条件を満たす場合、伸縮継手補修工事のコンクリートアンカーを省略可

- 健全な既設床版鉄筋等を使用し、堅固に配筋が可能な場合は、当該箇所におけるコンクリートアンカーを省略できる。

### 監督員が認めた場合、耐震補強工事の現地調査の報告書提出不要

- 耐震補強工事において破損等による補修を行う場合、現地調査を行い破損原因や状況等を把握できる報告書を提出しなければならないが、監督員が不要と認めた場合には提出不要。

### 条件を満たす場合、保安施設内の駐車車両の明示幕を省略可

- 下記の条件を満たす場合駐車車両の明示幕の提示を省略できる。
  - ・ 道路交通法施行規則第6条の2に定める「道路維持作業用自動車の塗色」又はこれに準ずる塗色により、維持管理等を行う車両であることが明らかな車両
  - ・ 阪神高速道路の道路維持作業用自動車である旨が、車体に明示されている等、明示幕に代わる表示がされている車両

### 条件を満たす場合、土工施工管理の施工管理試験を省略可

- 土工施工管理要領に定める施工管理試験において、特に条件のよい土工事及び本線工事に比して重要度の低い工事の場合には、監督員の承諾を得て試験頻度を減少させるか、ほかの方法によって管理することができる。

### エポキシ樹脂の試験等は、一定の条件を満たしている場合、省略可

- 使用数量が少量で、かつ1年以内に同工種を当社において施工した実績がある場合は、既往の1次試験結果を提出することで、試験を省略できる。
- パテシール材及び樹脂モルタル、樹脂コンクリートに用いる結合剤については、現場試験を省略できる。
- 使用数量が少量である場合は、監督員の指示により室内試験を省略することができる。

### 条件を満たす場合、あと施工アンカーの施工管理項目・品質管理項目等を省略可

- 取付構造のうち実績があり、その安全性が十分なものに関しては監督員との協議・承認を得て施工管理項目や品質管理項目を簡略化してもよい。
- 取付構造には多種多様な構造物があり、これらの構造特性を考慮した上で、標準図に基づいている場合等十分な実績があり、その安全性が確認されているものに対しては施工に関する部分を除いて設計内容の確認を省略して

もよい。

**条件を満たす場合、コンクリート構造物の非破壊試験による測定を省略可**

- 下部工柱部およびトンネル構造における一部の断面については、測定箇所近傍の打継目においてコンクリート打設前に鉄筋のかぶりを段階確認時に実測した場合は、非破壊試験による測定を省略できる。

**条件を満たす場合、CCUS 実施状況報告を省略可**

- 工期開始から年度末までの期間に現場作業等が生じない場合や工期が2年以内である等の場合には、監督員と協議の上、年度毎の状況確認を省略することができる。